

東海第二原発はいらない！

動かさない！

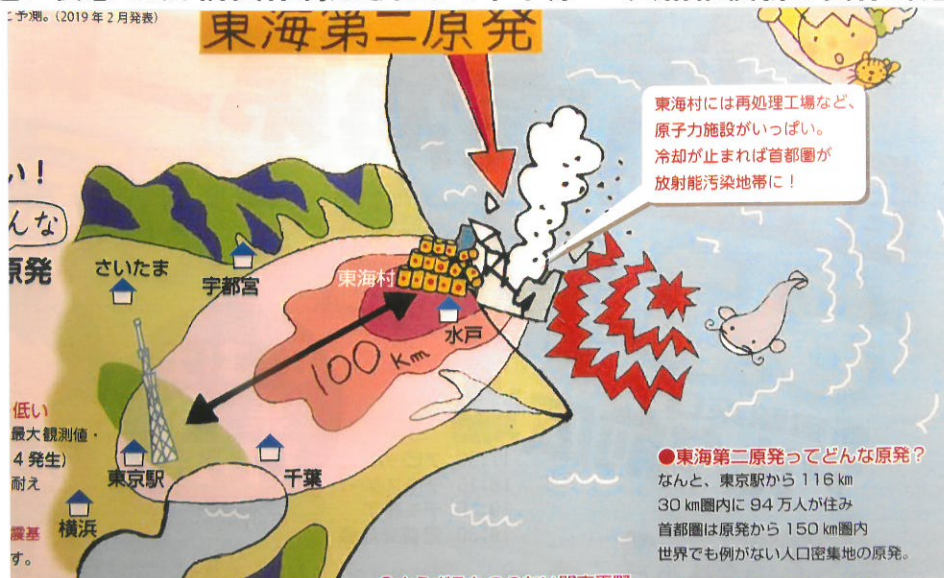
水戸地裁は2021年3月18日『東海第二原発は運転してはならない』との判決を出しました。

《東海第二原発運転差し止め等訴訟》

“原子炉の運転により原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるとして、人格権に基づく妨害予防請求として本件発電所の原子炉の運転の差し止めを求める事案である”

判決主文：“被告（日本原子力発電株式会社）は…原告との関係で…東海第二発電所の原子炉を運転してはならない”

判決理由：“具体的危険とは、深層防護の第一から第五の防護レベルのいずれかが欠落し、又不十分なことをいう。第一から第四の防護レベルに対する事項についてはその安全性に欠けるところがあるとは認められないが、避難計画等の第五の防護レベルについては…実現可能な避難計画及びこれを実行しうる体制が整えられているというにはほど遠い状態であり防災体制はきわめて不十分…人格権侵害の具体的危険がある。”



避難計画：原発の「新規規制基準」には事故時に周辺住民が安全に避難できる“避難計画”が策定されていることに関する審査基準が欠けているが、水戸地裁は国際原子力機関（IAEA）が防護第一から第五までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることから、第五の防護レベルすなわち重大事故時における避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠であると。

それ故第二原発が 30km圏内 94 万人の避難が困難であることから深層防護第五防護レベルに欠けるところがあるとして「運転してはならない」と判断しました。

《鎌ヶ谷市と水戸市との協定》

鎌ヶ谷市は 2018 年水戸市と「災害対策基本法」第 86 条の 9 の規定、及び「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」に基づき協定を結びました。

自治体の首長は「この協定はあくまで災害対策基本法に基づくもので第二原発の再稼働を目指すものではない」という立場を協定時に明らかにしています。

実際鎌ヶ谷市では、水戸市民 1988 人を県立鎌ヶ谷高校と西高校で受け入れることになっていますがどのようにするか具体的マニュアルは何もありません。この件に関する避難計画を作っていないのです。

絶対に東海第二の再稼働へと導くための避難計画にははいけません。

水戸地裁は規制委員会が認めた防護第一から第四については合理的といってますが、東海第二原発が持っている危険性は解決していないのですから。



《東海第二原発の問題点》は、

①当初の稼働基準期間 40 年を 20 年延長させ 60 年にすることの危険性があります。老朽化と 2011 年 3・11 での被災原発です。②1400km のケーブルの難燃化は十分でない③基準地震動 1090 ガルでは住宅メーカーの 4000 ガルより耐震性がない。……再稼働は認められません。

鎌ヶ谷市から約 100km の東海村にある東海第二原発が重大事故を起こしたら周辺 94 万人の避難は不可能ですし、私たちの街にも放射性物質が降ってきます。私たちの人格権が侵害されます。原子炉を運転させてはいけません!

市民一人ひとりの人格権から、私たち鎌ヶ谷市も「東海村の東海第二原発の再稼働には反対」の意思を示すべきです。

9・11 一斉行動「東海第二原発いらない! 動かさないで!」

「東海第二原発要らない!鎌ヶ谷実行委員会」